

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル ビジョンⅠ「地域の中で役割を持ち、いきいきと暮らせる」

現状と課題

本市における高齢者人口の推移は、第7期計画策定時(2017年度)は19,877人、高齢化率27.6%であり、第8期計画策定時(2020年度)は21,005人、高齢化率は29.8%であった。第8期における推計は、2023年度には21,547人、高齢化率31.3%と、年0.5%程度の高齢化が進むと思われる。

圏域ごとには、須賀川、佐久山、両郷の順に高齢化率が高く、40%を超える一方、西原は21%であり、市街地と農山村部との高齢化率の差が大きい。

地域包括ケアシステムの構築については、第7期計画から引き続き、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハ専門職等との多職種連携等、地域の実態や状況に応じた様々な生活支援の取組の充実や地域住民が主体となった通いの場の開催、見守り活動、日常生活の支援等、地域資源を活用した地域の支え合いの体制の構築、強化が必要となっている。

第8期における具体的な取組

①多様な主体による生活支援の充実

- ・住民主体の多様なサービスの開発・展開を推進
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進による日常生活支援の強化
- ・人材育成や地域組織の育成・支援など、住民主体の自主活動の支援強化
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進、養護老人ホームの契約入所促進による生活困難高齢者等の住まいの確保

②地域共生社会へ向けた地域における支え合い体制の構築

- ・住民主体の通いの場の創出等、高齢者の様々な社会参加の機会の確保
- ・高齢者が担い手となる生活支援サービスの仕組みを創出
- ・高齢者支援の枠を超えた包括的な支え合いの体制づくりによる地域共生社会の実現

③自立支援、介護予防・重度化防止の取組とその理念・意識の共有

- ・リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進
- ・地域ケア会議等を活用した多職種の専門的な視点の取り込みの強化と情報の共有

目標（事業内容、指標等）

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・計画値に対する実施率（R1）97.9%→（R5）100%

○一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業（介護予防実態調査）回収率（R1）74.2%→（R5）75%
- ・おたっしゅクラブ 回数及び参加者数（R1）112回1,785人→（R5）110回1,600人
出前おたっしゅクラブ 回数及び参加者数（R1）11回215人→（R5）21回350人
- ・介護予防リーダー活動支援 介護予防リーダー数（R1）242人→（R5）242人
- ・介護支援ボランティアポイント制度
与一いきいきメイト登録者数（R1）102人→（R5）140人

○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業

- ・第1層・第2層協議体の設置 圏域への設置割合（R1）100%→（R5）100%
- ・生活支援コーディネーターの配置 協議体への配置割合（R1）100%→（R5）100%
- ・安心生活見守り事業 見守り活動件数（R1）96,524件→（R5）98,000件

○地域包括支援センターの充実・強化

- ・地域包括支援センター相談件数（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）（R1）18,434件→（R5）18,420件
- ・基幹型支援センター相談件数（R1）1,434件→（R5）1,440件

○地域ケア会議の推進

- ・地域ケア会議開催回数（R1）個別会議73回、推進会議8回→（R5）個別会議80回、
推進会議10回

○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

- ・ほほえみセンター利用人数（R1）利用者数2,223人→（R5）利用者数2,325人
- ・ささえ愛サロン事業費補助（R1）補助団体数16団体、利用実人数289人
→（R5）補助団体数60団体、利用実人数700人

○在宅高齢者生活支援事業

- ・高齢者等外出支援事業（R1）登録者数494人、利用延回数12,448回
→（R5）登録者数542人、利用延回数14,200回
- ・給食サービス事業 登録人数及び利用延回数（R1）179人、20,641回
→（R5）178人、24,764回
- ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業 支給者数（R1）490人→（R5）504人

○高齢者の住まいの安定的な確保

- ・高齢者に配慮した住宅の整備 後期高齢者に対する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の割合（R1）1.8%→（R5）2.0%

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 計画における目標値の達成度合い。

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3年度
----	-------

実績評価

実施内容

○介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の給付額は計画値を下回っているが、新型コロナウイルスの影響による利用控えが見られる。また、通所型サービスにおいては、地域における通いの場等の普及によって、事業所サービスからの移行が見られる。

○一般介護予防事業

新型コロナウイルス感染症の影響があり、対面での事業実施が困難な期間があったため、広報による普及啓発やオンライン研修の開催、自宅で可能なDVDによる講義等をモデル的に取り入れ実施した。

地域のリハビリ専門職のネットワークが立ち上がり、自立支援に向けた取り組みにリハ職が介入する仕組みが構築された。

○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業

新型コロナウイルス感染症の影響により協議体会議や講演会等の開催が困難であったが、第1層・第2層ともに手法を工夫しながら協議・活動を実施した。見守り事業については、死亡や入所による利用者の減少と、事業の広がりが高齢者自身が見守り隊員になったり、意識の高まりで利用者に限らず地域で見守りを行うようになっていたりしていることが活動報告件数の変化につながっている。

○地域包括支援センターの充実・強化

地域包括支援センターと基幹型の相談件数は年々増加し、相談内容も多岐にわたり複雑化しているが、関係機関と連携を図り課題解決に向け取り組んでいる。

○地域ケア会議の推進

困難ケースについては地域ケア会議を開催し関係機関と、情報を共有し役割分担して地域全体で支える体制を作っている。地域性を考慮し地域ケア推進会議で地域全体で支える意識や相談先の明確化に努めている。自立支援型事例検討会については、自立支援、介護予防・重度化防止の取り組みの意識を共有でき地域課題を抽出できている。

○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が困難であったが、基本的な感染症対策を徹底するとともにほほえみセンターに空気清浄機等の物品設置を行うことで活動継続に努めた。またささえ愛サロン活動に対し補助金を交付した。

○在宅高齢者生活支援事業

高齢者等外出支援事業における緊急事態宣言期間中の利用控えはあったが、適正なサービス提供に努めた。

給食サービス事業については、「自助」「互助」の意識啓発を徹底したことによりインフォーマルサービスへの移行が見られた。

○高齢者の住まいの安定的な確保

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの利用希望者への情報提供、県と連携した運営指導を実施し、高齢者が安心して住める住居の確保に努めた。

自己評価結果

【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。

○介護予防・日常生活支援総合事業

・計画値に対する実施率 (R1) 97.9%→(R3) 82.3%

○一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業(介護予防実態調査) 回収率(R1)74.2%→(R3) 76.3%
- ・おたっしゅクラブ 回数及び参加者数 (R1) 112回 1,785人→(R3) 81回 1,062人
- ・出前おたっしゅクラブ 回数及び参加者数 (R1) 11回 215人→(R3) 0回 0人
- ・介護予防リーダー活動支援 介護予防リーダー数 (R1) 242人→(R3) 213人
- ・介護支援ボランティアポイント制度
与一いきいきメイト登録者数 (R1) 102人→(R3) 99人

○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業

- ・第1層・第2層協議体の設置 圏域への設置割合 (R1) 100%→(R3) 100%
- ・生活支援コーディネーターの配置 協議体への配置割合 (R1) 100%→(R3) 100%
- ・安心生活見守り事業 見守り活動件数 (R1) 96,524件→(R3) 85,256件

○地域包括支援センターの充実・強化

- ・地域包括支援センター相談件数(総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント) (R1) 18,434件→(R3) 19,198件
- ・基幹型支援センター相談件数 (R1) 1,434件→(R3) 2,811件

○地域ケア会議の推進

- ・地域ケア会議開催回数 (R1) 個別会議 73回、推進会議 8回→(R3) 個別会議 84回、推進会議 9回

○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

- ・ほほえみセンター利用人数 (R1) 利用者数 2,223人→(R3) 利用者数 1,604人
- ・ささえ愛サロン事業費補助 (R1) 補助団体数 16団体、利用実人数 289人
→(R3) 補助団体数 17団体、利用実人数 338人

○在宅高齢者生活支援事業

- ・高齢者等外出支援事業 (R1) 登録者数 494人、利用延回数 12,448回
→(R3) 登録者数 561人、利用延回数 12,881回
- ・給食サービス事業 登録人数及び利用延回数 (R1) 179人、20,641回
→(R3) 149人、18,412回
- ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業 支給者数 (R1) 490人→(R3) 465人

○高齢者の住まいの安定的な確保

- ・高齢者に配慮した住宅の整備 後期高齢者に対する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の割合 (R1) 1.8%→(R3) 1.8%

課題と対応策

○介護予防・日常生活支援総合事業

現状から推計する給付額は近い将来、国が定める上限額を超える可能性が高い。上限額を超えるということは、国が想定する適正化が不十分な可能性がある。安易なサービス利用を控え、できる限り、地域における通いの場の利用等のインフォーマルサービスに移行できるよう方策を検討する必要がある。

○一般介護予防事業

感染症の影響を避けられない状況にあり、今後も広報等を利用した介護予防に資する普及啓発を積極的におこなう必要がある。さらに、今後も対面での事業が困難になることを想定し、オンラインやDVD等を使用した事業の実施方法を検討する必要がある。

○生活支援体制整備事業

第1層及び第2層において、課題の洗い出し、住民主体の通いの場設置、生活支援サービスの構築等が進められているが、今後ますます複雑化・多様化する地域課題に向けた協議を進める必要がある。

○地域包括支援センターの充実・強化

相談対応件数が増加し複雑、困難事例も多くなっている。今後も高齢化率が増加していくため地域包括支援センターだけではなく在宅介護支援センターのランチ機能を強化して複雑化、困難化する前に早期に介入していく必要がある。

○地域ケア会議の推進

困難ケースについては地域での支えあいが必要不可欠であり、地域共生社会に向けて地域の支えあい体制ができるよう、今後も地域ケア会議を推進していく必要がある。

○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

介護予防拠点としての高齢者ほほえみセンターにおいては、「利用者の増加によるキャパシティの限界」「移動手段がなく参加できない」等の課題がある。ほほえみセンターの活動を今後も支援するとともに、ほほえみセンターの補完及び地域共生社会の確立に向けて、気軽な通いの場である「ささえ愛サロン」の拡充を図る必要がある。

○在宅高齢者生活支援事業

単身及び高齢者のみ世帯の増加により生活支援サービスの需要がますます高まる中、制度破綻を防ぐために、また地域住民の社会参加を推進するために、住民主体の通いの場やインフォーマルサービスの整備及び利用促進に努める必要がある。

○高齢者の住まいの安定的な確保

今後の単身及び高齢者のみ世帯の増加を考慮すると、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の更なる整備が求められる。介護保険施設と違って、行政が整備をコントロールできるものではないが、積極的な誘致も含めた検討が必要である。

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル ビジョンⅡ「認知症になっても自分らしく暮らせる」

現状と課題

本市の平成 30 年度要介護認定申請者 746 人の認定情報を分析すると、介護が必要となった主な原因の 1 位が認知症で 21.8%を占めていた。今後、認知症高齢者の数は、高齢化の進展に伴い更に増加することが見込まれる中、第 7 期計画では認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症施策に取り組んできた。

第 8 期計画においては、令和元年度に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症となっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることができる社会の実現のために、医療と介護の連携や認知症の人及びその家族に対する支援の強化を図る必要がある。

第 8 期における具体的な取組

①認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制づくり

認知症施策推進大綱における 5 つの柱のうち「認知症の予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」に係る取組を推進するため、市の役割を果たす。

- ・ 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・ 予防に関するエビデンスの収集の推進
- ・ 民間サービスの評価・認証の仕組みの検討
- ・ 早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・ 関係者の認知症対応力向上の促進
- ・ 介護サービス基盤整備・介護人材確保
- ・ 医療・介護の手法の普及・開発
- ・ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

②認知症への理解が深く、認知症高齢者にやさしい地域づくり

認知症施策推進大綱における 5 つの柱のうち「普及啓発・本人発信支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」に係る以下の取組と推進するため、市の役割を果たす。

- ・ 認知症に対する理解促進
- ・ 相談先の周知
- ・ 認知症の本人からの発信支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進
- ・ 若年性認知症の人への支援
- ・ 社会参加支援
- ・ 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- ・ 研究基盤の構築
- ・ 産業促進・国際展開

目標（事業内容、指標等）

○認知症初期集中支援推進事業

- ・認知症初期集中支援チームによる支援 年間支援件数（R1）1件→（R5）1件

○認知症地域支援・ケア向上推進事業

- ・もの忘れ相談の実施 相談件数（R2）15人→（R5）20人
- ・認知症カフェの開催 参加延人数（R1）90人→（R5）110人
- ・介護者研修会の開催 開催回数（R1）1回→（R5）1回
- ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度 登録者数（R1）9人→（R5）10人

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

- ・認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）（R1）13,402人→（R5）16,400人
- ・キャラバン・メイトの育成 メイト数（累計）（R1）99人→（R5）108人
- ・認知症サポーターズステップアップ講座の実施
受講者数（累計）（R1）24人→（R5）54人

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 計画における目標達成度合い

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3（2021）年度
----	-------------

実績評価

実施内容	
○認知症初期集中支援推進事業	認知症地域支援推進員と地域包括支援センター、基幹型支援センター等で家族を支援して医療に向けることができ認知症初期集中支援チームの利用までには至っていない。
○認知症地域支援・ケア向上推進事業	認知症カフェについては「大学オレンジカフェ」として国際医療福祉大学の協力を得て実施している。コロナ禍で中止していた時期があるが、認知症地域支援推進員が連絡をしてご本人の様子を確認する他、介護者にも介護負担等話を聞き丁寧な支援をしている。認知症要配慮高齢者等事前登録制度については必要な方にはケアパスを利用し説明している他、ケアマネジャーからも登録を促し登録に至っているため、行方不明時に早期に発見できるケースが増えている。
○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または延期対応となった講座もあったが、希望する小中学校や一般団体に実施でき、認知症を理解する機会につながっている。
自己評価結果	
【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。	
○認知症初期集中支援推進事業	・ 認知症初期集中支援チームによる支援 年間支援件数 (R1) 1件→(R3) 0件
○認知症地域支援・ケア向上推進事業	・ もの忘れ相談の実施 相談件数 (R2) 15人→(R3) 16人 ・ 認知症カフェの開催 参加延人数 (R1) 90人→(R3) 42人 ・ 介護者研修会の開催 開催回数 (R1) 1回→(R3) 0回 ・ 登録者数 (R1) 9人→(R3) 12人
○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	・ 認知症サポーター養成講座 受講者数(累計) (R1) 13,402人→(R3) 14,769人 ・ キャラバン・メイトの育成 メイト数(累計) (R1) 99人→(R3) 101人 ・ 認知症サポーターズステップアップ講座の実施 受講者数(累計) (R1) 24人→(R3) 0人
課題と対応策	
・ 認知症の相談件数が増えており、認知症になっても自分らしく暮らせるよう月1回の大学オレンジカフェ以外にも集まれる居場所の設定が必要であるため「まちなかオレンジカフェ」の開催を検討中である。	

・コロナ禍で研修会等開催できなかったが、今後も、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにネットワーク体制の構築を推進していく必要がある。

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	ビジョンⅢ「望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせる」
------	----------------------------------

現状と課題

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが重要である。

在宅医療についてのニーズ調査の結果から住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けるためには、家族の負担をかけずに、自宅で療養できる体制づくりを多種職協働で連携し事業体制を強化していくことが必要である。

第8期における具体的な取組

①在宅医療・介護連携推進事業

- ・地域の社会資源、利用者の情報や利用状況、住民の意向等の情報収集
- ・地域の医療・介護の資源の情報整理及び活用
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・医療・介護関係者の研修

②市の具体的な取組

- ・大田原市地域包括ケアを考える会
- ・大田原市医療・介護顔の見える関係会議
- ・大田原市地域医療福祉連絡会
- ・大田原市地域医療福祉連絡会研修会
- ・那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会

目標（事業内容、指標等）

在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため、2016（平成 28）年度からの 2 年間、那須郡市医師会主体による在宅医療連携拠点整備促進事業が実施されており、その成果を引き継いで 2018（平成 30）年度から地域支援事業における在宅医療・介護推進事業として取組んでいる。

今後も那須郡市医師会などの医療関係者や介護サービス施設・事業所等と多職種協働で連携し、那須在宅医療圏で多職協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組む。

- ・大田原市地域包括ケアを考える会の開催回数（R1）5 回→（R5）5 回
- ・医療・介護顔の見える関係会議の開催回数・参加延人数
（R1）3 回・244 人→（R5）3 回・244 人
- ・入退院時情報連携加算算定回数（人口 10 万人対）（R1）121.8 回→（R5）145 回
- ・退院退所加算算定回数（人口 10 万人対）（R1）468.9 回→（R5）520 回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 各種会議の開催状況、検討内容から総合的に判断

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3（2021）年度
実績評価	
実施内容	
<p>○大田原市地域包括ケアを考える会 Zoom と会場のハイブリット型で実施。1 回目は情報交換、課題の確認を行い 2 回目は課題解決に向け各ワーキンググループに分かれて実施し、必要時には各ワーキンググループのメンバー間で打ち合わせを実施している。</p> <p>○大田原市医療・介護顔の見える関係会議 コロナ禍のため実施は見合わせた。</p> <p>○大田原市地域医療福祉連絡会・大田原市地域医療福祉連絡会研修会 コロナ禍のため中止しているが、困難ケースについては那須赤十字病院とスムーズな連携がとれ在宅生活につないでいる。</p> <p>○那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会 那須町、那須塩原市と合同で地域資源の把握、ホームページによる情報発信、課題抽出をしている。多職種で一体的に提供できる体制作りを目指し訪問看護ステーションの看護師とケアマネジャーの懇談会「ざっくばらんな懇談会」を実施した。また医療・介護関係者間の情報共有・知識向上を目指し「認知症の理解を深める～認知症性疾患を中心として～」の動画を作成し介護サービス事業所を対象に YouTube の限定配信や DVD 貸出を実施。各職種で認知症についての理解が深まり在宅での生活支援に役立っている。</p>	
自己評価結果	
<p>【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田原市地域包括ケアを考える会の開催回数（R1）5 回→（R3）2 回 ・医療・介護顔の見える関係会議の開催回数・参加延人数（R1）3 回・244 人→（R3）0 回・0 人 ・入退院時情報連携加算算定回数（人口 10 万人対）（R1）121.8 回→（R2）195.8 回 ・退院退所加算算定回数（人口 10 万人対）（R1）468.9 回→（R2）483.8 回 	
課題と対応策	
<p>○在宅医療・介護連携推進事業 コロナ禍のため研修会や会議等は実施できず、昨年度実績は減少しているが、入退院時情報連携加算算定回数、退院退所加算算定回数は増加しており医療と介護の連携がすすんでいることが確認できている。</p> <p>今後も望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせるようケアを一体的に提供していくために、多職種連携を推進していく必要がある。</p>	

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	ビジョンⅣ「介護保険制度の円滑な運営」
------	---------------------

現状と課題

本市では、高齢化の進展に加え、積極的な介護基盤整備と制度周知によって、介護サービスに係る給付費が、2000年度には約13億円だったものが、2019年度には約59億円、2025年度には約70億円となり、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年度には約87億円まで増加する推計となっている。

制度維持のためにも、必要なサービスは提供しながら、できるだけ給付費を抑制する必要がある。そのためには、自立支援・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険サービスの公正かつ適正な提供ができるよう制度周知、情報提供に努め、関係機関との連携や事業所に対する指導等について積極的に取り組む必要がある。

第8期における具体的な取組

- ①介護サービスの量と質の確保
 - ・適切な介護サービス量の見込みと給付事業
 - ・介護サービス基盤整備
 - ・介護人材確保と業務効率化の取組
- ②介護サービスを安心して利用できる環境の整備
 - ・事業所指定及び指導・監督
 - ・介護サービス利用時における災害や感染症対策に係る体制整備
- ③介護給付の適正化の推進
 - ・介護給付適正化事業

目標（事業内容、指標等）

- 介護サービス給付の見込と実績管理
 - ・標準的給付費の見込額に対する実績額の割合（R1）91.1%→（R5）100%
- 介護サービス基盤整備
 - ・計画床数整備率（R2）→（R5）100%
- 介護人材確保
 - ・介護職員等処遇改善加算算定率（R2）93.4%→（R5）100%
 - ・介護職員等特定処遇改善加算算定率（R2）66.7%→（R5）75%
 - ・栃木県と連携して実施した介護人材確保対策事業数（R2）0事業→（R5）1事業
- 介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施
 - ・国が示す様式例の活用率（R2）100%→（R5）100%
 - ・実地指導実施率（R1）30.1%→（R5）33.3%以上
 - ・集団指導実施回数（R1）1回→（R5）1回
 - ・業務管理体制届出割合（R2）100%→（R5）100%
 - ・介護サービス相談員派遣事業年間延べ回数（R1）168回→（R5）168回

- ・未報告事故件数 (R1) 0 件→ (R5) 0 件
- ・指定事業所における避難訓練の実施率 (施設・居住・通所系のみ) (R2) 100%→ (R5) 100%

- ・指定事業所における感染症対策に係る指針整備率 (R2) 10.3%→ (R5) 100%

○介護給付適正化事業の実施

- ・認定調査員の e-ラーニングの受講率 (R2) 48.3%→ (R5) 55.0%
- ・認定審査会委員合同研修会の参加率 (R2) 83.3%→ (R5) 93.3%
- ・ケアプラン点検率 (R1) 1.63%→ (R5) 2.03%
- ・住宅改修の効果に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 7%
- ・福祉用具購入 (貸与) に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 7%
- ・突合点検実施率 (R1) 24.4%→ (R5) 25%
- ・広報誌掲載回数 (R1) 0 回→ (R5) 1 回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 事業評価及び保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の達成度合い。

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和3（2021）年度
----	-------------

実績評価

実施内容
<p>○介護サービス給付の見込と実績管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的には、ほぼ計画値通りの達成状況となっている。 <p>新型コロナウイルス感染症の影響か、施設・居住系サービスに比べ、居宅(予防)サービスの方が計画値に対する達成率が高い傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・居住系サービスについては、前年度から引き続き計画値に対する給付実績が増加傾向にある。 ・居宅(予防)サービスのうち、訪問介護、訪問看護は新型コロナウイルス感染症の影響か計画値を大幅に上回る給付状況となっている。 ・介護予防サービスについては、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の計画値を大幅に上回る給付状況となっている。 ・小規模多機能型居宅介護については、「通い」、「訪問」、「泊り」を組み合わせた利用しやすいサービスのため、計画値を上回る給付状態が引き続いている。 <p>○介護サービス基盤整備</p> <p>8期計画における基盤整備は、令和5年度を予定している。令和3年度は、整備に向けた情報収集と整備法人公募に向けた実施要項の検討を行った。</p> <p>○介護人材確保</p> <p>事業所における処遇改善のための加算（介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算）の取得勧奨を行い、取得率の向上に努めた。</p> <p>○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の指定については、地域密着型サービスについてはすべて公募による事業者選定を実施しており、制度理解、適正な事業運営等について事前に指導・助言の上開設できる体制ができている。 ・運営指導については、指定期間中に最低1回は実施できるよう計画を作成しているが、事業所における更なる制度理解、適切なサービス提供、適正な報酬請求を確保するため、担当者のスキルアップを図り、実施件数を増やす必要がある。 ・集団指導においては、他事業所における事例を共有することで、事業所間のサービス提供レベルを維持し、どの事業所でも質の高いサービス提供ができるよう指導・助言を行っていく。また、国通知、制度改正等についてはその都度、郵送、FAX、メール等により情報提供し、必要に応じて説明会等を実施する。 ・介護サービス相談員派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により相談員の派遣が困難であったが、研修の受講により相談員の質の向上に努めた。 <p>○介護給付適正化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の指針に掲げられている主要5項目について、下記のとおり取り組んだ。

- ①介護認定の適正化・・・認定調査における点検を実施。認定調査員のeラーニング受講等による介護認定調査の平準化を図る。
- ②ケアプラン点検・・・給付適正化システム（トリトンモニター）により抽出データの点検・事業所への通知、運営指導における個々のケアプランの点検を実施。
- ③住宅改修等の点検・・・住宅改修、福祉用具購入について、申請手続きにおいて給付の必要性を調査、判断。事業実施後に、効果に関するアンケート調査等によって、効果検証を行った。
- ④縦覧点検・医療情報との突合・・・国保連合会に委託し、介護報酬請求状況に疑義がある点について事業所に通知するとともに、その理由を聞き取り。
- ⑤介護給付費通知・・・利用者あてに個人の介護給付費に関する通知を年4回送付し、自身のサービス利用状況について周知した。

自己評価結果

【○】おおむね目標どおりの実施となっている。

○介護サービス給付の見込と実績管理

- ・標準的給付費の見込額に対する実績額の割合（R1）91.1%→（R3）100.5%

○介護サービス基盤整備

- ・計画床数整備率（R2）0%→（R3）0%（整備計画はR5年度）

○介護人材確保

- ・介護職員等処遇改善加算算定率（R2）93.4%→（R3）93.2%
- ・介護職員等特定処遇改善加算算定率（R2）66.7%→（R3）67.4%
- ・栃木県と連携して実施した介護人材確保対策事業数（R2）0事業→（R3）0事業

○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施

- ・国が示す様式例の活用率（R2）100%→（R3）100%
- ・運営指導実施率（R1）30.1%→（R3）39.7%
- ・集団指導実施回数（R1）1回→（R3）1回
- ・業務管理体制届出割合（R2）100%→（R3）100%
- ・介護サービス相談員派遣事業年間延べ回数（R1）168回→（R3）0回※コロナ禍により派遣なし

- ・未報告事故件数（R1）0件→（R3）0件

- ・指定事業所における避難訓練の実施率（施設・居住・通所系のみ）（R2）100%→（R3）100%

- ・指定事業所における感染症対策に係る指針整備率（R2）10.3%→（R3）54.4%

○介護給付適正化事業の実施

- ・認定調査員のeラーニングの受講率（R2）48.3%→（R3）70.8%

- ・認定審査会委員合同研修会の参加率（R2）83.3%→（R3）0%※コロナ禍により不開催

- ・ケアプラン点検率（R1）1.63%→（R3）1.71%

- ・住宅改修の効果に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R3) 10.3%
- ・福祉用具購入 (貸与) に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R3) 7.8%
- ・突合点検実施率 (R1) 24.4%→ (R3) 24.8%
- ・広報誌掲載回数 (R1) 0回→ (R3) 4回

課題と対応策

○介護サービス給付の見込と実績管理

居宅系のサービス費が伸びており、全体としての介護サービスの利用が8期計画の給付見込額を超えている。介護保険財政調整基金の取り崩しによる対応可能の有無を随時把握する。

○介護サービス基盤整備

8期計画における基盤整備は、令和5年度を予定している。令和4年度に整備法人を公募する予定。

○介護人材確保

処遇改善については、既存の処遇改善加算の積極的な活用を引き続き勧奨するとともに、令和4年度から創設される新たな処遇改善交付金及び加算についても事業所に周知、指導を行う。また、令和4年度新規事業として、一般市民を対象とした「介護に関する入門的研修」を実施し、地域における多様な人材の介護職への参入を促進する。

○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施

- ・令和5年度に整備を予定している認知症高齢者グループホームの整備法人公募を令和4年度に実施する。公正な審査によって、本市地域密着型サービスにふさわしい事業所整備計画を採択し、令和6年度開設に向けて適切な指導を行っていく。
- ・運営指導件数について、年間実施計画どおりに実施できているが、よりきめ細かな指導のため、更なる実施回数の増加、指導担当職員のスキルアップ等を図る必要がある。

○介護給付適正化事業の実施

- ・要介護認定については、認定調査員のe-ラーニング受講率も上昇しておりこれまで同様適正な運営が確保できている。
- ・医療情報との突合・縦覧点検については介護給付適正化システムによって、点検結果を確認しているが、介護給付適正化システムの十分な活用が図られているとは言えない状況であるため、積極的な活用や必要に応じた実態調査等の実施も検討する。
- ・ケアプラン点検については、トリトンモニターを活用した事業所への通知、確認依頼を行っているが、介護支援専門員との面談については、実地指導時のみの実施となっているため機会を増やす検討が必要である。
- ・介護給付費通知の発送については、年4回実施しており、制度理解を深めるための趣旨説明について広報掲載回数を増やしている。